

(別 紙)
事 務 連 絡
平成20年9月10日

(社) 全国木材組合連合会会長 殿

木材産業課長
経 営 課 長

林業機械等の利用における免税軽油の使用推進について

軽油については、道路に関する費用を充てることを目的とした軽油引取税（32.1 円／リットル）が課税されていますが、林業機械等の燃料として使用される軽油にあつては、免税証の交付などの手続を受けた場合に限り、免税措置を受けることができます。

最近の原油高騰に伴う軽油価格の上昇が、林業・木材産業を圧迫する懸念もあることから、傘下の組合員等に対し、当該免税措置について改めて周知をする中で、林業経営への影響を緩和する観点から、林業・木材産業事業者の方々において、この免税措置を一層活用していただくことが必要です。

また、免税措置の手続きについては都道府県毎に異なりますので、貴団体の組合員等と各都道府県の林務関係課とで連携し、林業・木材産業事業者に対する免税軽油の使用推進に向けた周知と御指導を賜りますようよろしくお願いします。

なお、本件については、同様の主旨の通知を都道府県林務担当部長あてに送付しております。

担当
(林業・木材産業関係団体) 木材産業課 企画班 武田 TEL03(6744)2294 (直通)
(森林組合) 経営課 組合事業班 花村 TEL03(6744)2288 (直通)